

個別規程 マネージドルータサービス

令和6年8月1日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(マネージドルータサービスの品目)

マネージドルータサービスには、次の品目があります。

品目	内容
LL	当社が提供するインターネット接続サービスの契約者に対し提供するもの
XA	当社が提供するインターネット接続サービスの契約者であり、かつ、当該サービスをプロバイダ事業の目的に利用している事業者に対し提供するもの
DC	当社が提供する IIJ データセンター接続サービスの契約者に対し提供するもの

第2条(マネージドルータサービスの有料オプション)

マネージドルータサービスには、次の有料オプションがあります。

品名	内容
コールドスタンバイ	品目が LL であるマネージドルータサービスに対し、コールドスタンバイ機を提供するもの
マネージドスイッチ	L2 スイッチ機器又は機能を提供することにより、L2 スイッチ機能の利用を可能とするもの
マルチホーム運用	当社が提供する複数の IIJ インターネットサービスを用いてインターネットプロトコルによる冗長化を可能とするものとして当社が仕様を定めるもの
個別運用	本個別規程において定めるマネージドルータサービスの内容以外の運用を提供するサービスとして当社が仕様を定めるもの

第3条(機器の選定)

マネージドルータサービスにおいて提供するルータ等の機器(電源ユニット、各種ケーブル、筐体に貼付されているラベル等を含む当社が貸与している物品すべてをいいます。以下「ルータ等」といいます。)は、申込者のネットワーク環境に応じて当社が選択して提供するものとします。

第4条(契約の単位)

当社は、マネージドルータサービスの場合にあっては、一のインターネット接続サービス若しくは一の IIJ データセンター接続サービスに係る契約ごとに、又は同一のネットワークを構成するルータ等の管理単位ごとに一のマネージドルータサービス契約を締結します。

第 5 条(最低利用期間)

マネージドルータサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「マネージドルータサービス契約」といいます。)における最低利用期間は 1 年とし、その起算日は、課金開始日とします。

2 有料オプションの利用における最低利用期間は 1 年とし、その起算日は、課金開始日とします。

3 第 1 項の規定にかかわらず、マネージドルータサービス契約の期間中に次条(契約内容の変更)第 1 項の規定に基づき、ルータ等機器の追加又は変更があった場合には、マネージドルータサービス契約について、当該追加又は変更の日を起算日として 1 年間の最低利用期間が設定されるものとします。

4 第 2 項の規定にかかわらず、マネージドルータサービス契約の期間中に次条(契約内容の変更)第 1 項の規定に基づき、有料オプションの追加又は変更があった場合には、それぞれの有料オプション毎に、当該追加又は変更の日を起算日として、1 年間の最低利用期間が設定されるものとします。

第 6 条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、マネージドルータサービスの契約内容の変更を請求できるものとします。

- (1) ルータ等機器の追加又は変更
- (2) 有料オプションの追加、変更又は終了

2 契約者は、マネージドルータサービスの品目を変更することはできません。

第 7 条(ルータ等機器の管理)

契約者は、ルータ等につき、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、ルータ等の停止、移動、取り外し、変更、分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリング、その他マネージドルータサービスの利用の目的以外の使用をしないこと
- (2) ルータ等に当社が指定するケーブル以外を接続しないこと
- (3) 当社の承諾がある場合を除き、ルータ等について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
- (4) 日本国外でルータ等を使用しないこと
- (5) ルータ等を善良な管理者の注意をもって管理すること

2 前項の規定に違反してルータ等を亡失し又は毀損(当社が別途定める範囲の傷や部分破損をいいます。以下同じとします。)したときは、当該ルータ等の回復又は修理に要する費用は、契約者が負担するものとします。

3 マネージドルータサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合には、契約者は、当該契約の終了日から 30 日以内にルータ等を当社に返還するものとします。

第 8 条(故障が生じた場合の措置)

契約者は、ルータ等に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するとともに、当社の指示があった場合は当該ルータ等を当社に返還するものとします。

2 前項の通知があったときは、当社の社員又は当社が指定する者がその原因を調査し、及び当該ルータ等の修理又は交換を行うものとします。ただし、当該故障が軽微なものである場合には、当社の指示に従い、契約者に対応していただくことがあります。

3 第 1 項の故障が契約者の責に帰すべき事由により生じたとき、又は前項の調査の結果ルータ等に故障がないことが明らかとなったときは、契約者は、当社に対し、別紙 1 の 3.(5)に定める金額を支払うものとします。

第 9 条(亡失品又は毀損品に関する措置)

契約者は、ルータ等を亡失した場合又は毀損した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとし、当社は、当該通知があったときは代替機の送付を行います。

2 当社は、亡失品又は毀損品(第 7 条(ルータ等機器の管理)第 3 項に定める返還がなかった場合の当該ルータ等を含みます。)の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、亡失負担金又は毀損負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し亡失負担金又は毀損負担金を支払うものとします。

3 亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとします。

- (1) 契約者の責任において、法律に従って処分するものとします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとします。
- (2) 当社に対して返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
- (3) 亡失品についても、契約者は、第 7 条(ルータ等機器の管理)第 1 項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

第 10 条(解除の効力が生ずる日等)

マネージドルータサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 45 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

2 契約者は、契約が解除された場合には、当社に対し遅滞なくルータ等を返還するものとします。

第 11 条(料金)

契約者が、マネージドルータサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務はマネージドルータサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 12 条(最低利用期間内解除調定)

マネージドルータサービス契約がその最低利用期間(第 5 条(最低利用期間)第 3 項の場合を含みます)の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 2 の 1.に定める金額を支払うものとします。

2 有料オプションの利用がその最低利用期間(第 5 条(最低利用期間)第 4 項の場合を含みます)の経過する日前に終了した場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除されたことに伴う場合を除きます。)には、契約者は、別紙 2 の 2.に定める金額を支払うものとします。

第 13 条(当社の責任の制限)

ルータ等の設定変更、ソフトウェア更新、障害、その他マネージドルータサービスの運用上の都合により、当該マネージドルータサービスに対応するインターネット接続サービス又は IIJ データセンター接続サービスの利用が不可能となる場合があります。

2 当社は、前項の場合においては、契約者に対し、事前にその旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

3 当社は、第 1 項の利用が不可能となる場合において、契約者の損害又は契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。

第 14 条(通信環境保全)

当社は、契約者の通信環境保全を目的として、契約者の通信量を計測するものとします。また、計測の結果、帯域が逼迫している等通信環境が劣化する可能性があるると当社が認めた場合には、当社から契約者に対し、契約内容の変更の提案を行う場合があり、契約者はあらかじめこれらに同意するものとします。

附則

平成 17 年 5 月 1 日施行

1 この契約約款は、平成 17 年 5 月 1 日から実施します。

2 改正前の契約約款が定めるルータサービス(標準タイプ)に係るルータサービス契約は、その種類にかかわらず、平成 17 年 5 月 1 日をもって、品目が LL かつ有料オプションがコールドスタンバイであるマネージドルータサービスに係るマネージドルータサービス契約として存続するものとします。

3 改正前の契約約款が定めるルータサービス(シングルタイプ)に係るルータサービス契約は、その種類にかかわらず、平成 17 年 5 月 1 日をもって、品目が LL であるマネージドルータサービスに係るマネージドルータサービス契約として存続するものとします。

4 改正前の契約約款が定める IIJ データセンターマネージドルータサービス(標準タイプ及びシングルタイプ)に係る DC ルータサービス契約は、その品目又はタイプにかかわらず、平成 17 年 5 月 1 日をもって、品目が DC であるマネージドルータサービスに係るマネージドルータサービス契約として存続するものとします。

5 改正前の契約約款に基づくルータサービス契約及び DC ルータサービス契約において、第 2 条(マネージドルータサービスの有料オプション)に定める有料オプションに相当する役務を提供していた場合は、当該契約は、平成 17 年 5 月 1 日をもって、それぞれ相当する有料オプションが追加されたマネージドルータサービス契約として存続するものとします。

6 第 2 項から前項の場合において、第 5 条(最低利用期間)の規定にかかわらず、第 5 条(最低利用期間)第 3 項及び第 4 項に基づく変更等が発生するまでは、最低利用期間の起算日はなお従前のままとします。

平成 23 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 23 年 6 月 1 日から実施します。

平成 24 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。

令和元年 6 月 1 日変更

この契約約款は、令和元年 6 月 1 日から実施します。

令和 3 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 2 月 1 日から実施します。

令和 5 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 6 月 1 日から実施します。

令和 6 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和6年8月1日から実施します。

別紙 1 マネージドルータサービスにおける料金等 [第 11 条関係]

1 初期費用

- (1) マネージドルータサービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額
- (2) 有料オプションの利用にあつては、有料オプションの種類に応じ、当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

- (1) マネージドルータサービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額
- (2) 有料オプションの利用にあつては、有料オプションの種類に応じ、当社が別途契約者に示す金額

3 一時費用

- (1) 第 6 条(契約内容の変更)に基づく契約内容の変更が発生した場合にあつては、当社が別途契約者に示す金額
- (2) 当社の営業時間外に作業が発生する場合には、時間外手数料として当社が別途契約者に示す金額
- (3) 長時間作業が発生する場合には、当社が別途契約者に示す金額
- (4) 距離に関わらず交通の便が悪い場所における作業が発生する場合には、交通費等の実費
- (5) 第 8 条(故障が生じた場合の措置)第 3 項に基づくルータ等の故障等にあつては、当社が別途契約者に示す金額
- (6) 第 9 条(亡失品又は毀損品に関する措置)第 2 項に基づく亡失負担金又は毀損負担金にあつては、当社が別途契約者に示す金額

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 12 条関係]

1 第 12 条第 1 項の規定に基づき、マネージドルータサービス契約が解除された場合に契約者が支払うべき金額

最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用(1)に定める金額

2 第 12 条第 2 項の規定に基づき、有料オプションの利用が終了した場合に契約者が支払うべき金額

最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用(2)に定める金額